

平成 30 年 11 月 12 日

(文部科学省高等教育局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長決定)

平成 30 年度公認心理師法附則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣指定講習会実施要領

公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）附則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣指定講習会（以下「現任者講習会」という。）については、以下のとおり実施するものとする。

1 実施主体

現任者講習会を実施する者（以下「実施者」という。）は、一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人又は公益財団法人を含む。）であって、現任者講習会を適切に実施することができるものとする。

2 指定の申請

現任者講習会を実施しようとする者が、実施する現任者講習会について文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載及び添付した申請書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出し、その指定を受けることとする。

なお、申請書は平成 30 年 12 月末までに提出すること。

- ① 現任者講習会の名称
- ② 法人の名称、主たる事務所の所在地及び連絡先
- ③ 現任者講習会の日程、科目名、内容、方法、担当講師の氏名及び略歴
- ④ 講習会場の名称及び所在地
- ⑤ 募集人数
- ⑥ 受講者から徴収する費用
- ⑦ 現任者講習会に要する経費の収支予算
- ⑧ その他必要な添付書類
 - ・現任者講習会を実施しようとする者の事業の実態等を知るための書類
 - ・受講者からの評価の実施に関する書類
 - ・必要に応じて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室が提出を求める書類 等
- ⑨ 現任者講習会のスケジュール等
- ⑩ 担当者連絡先

3 運営

現任者講習会の実施に当たっては、以下の項目に留意して運営するものとする。

- (1) 現任者講習会の実施時期は、平成 30 年 12 月から平成 31 年 3 月末までとし、科目名、内容及び時間は、少なくとも別表に規定する項目を満たすこと。

- (2) 実施者は、現任者講習会の実施期間中利用できる教室を確保すること。
- (3) 実施者は、現に就労している者が円滑に現任者講習会を受講することができるよう、東京都及び大阪府以外の道府県における実施、平日・昼間の開講に限らず土日祝日・夜間における開講など、受講者の便宜に配慮すること。
- (4) 実施者は、現任者講習会の課程を修了した者（以下「修了者」という。）に対し、次に掲げる事項を記載した修了書及び修了証明書を交付すること。
- ① 修了書又は修了証明書番号
 - ② 修了者の氏名及び生年月日
 - ③ 現任者講習会の名称、実施期間及び実施場所
 - ④ 交付年月日
 - ⑤ 実施者の名称及び印
- 修了証明書を毀損又は紛失等した修了者がいる場合、当該修了者の求めに応じ、修了証明書を再交付すること。
- 修了証明書の再交付を求める修了者は、修了証明書再交付申請書（様式任意）に、氏名、生年月日、実施者の名称、現任者講習会の修了年月日及び修了証明書の再交付を求める事由を記載の上、実施者へ申請すること。
- (5) 実施者は、受講者の出席状況を把握し、出席状況の不良な者（講習科目を一部でも修めていない者）に対しては、修了を認めないものとする。
- (6) 実施者は、現任者講習会の終了日から1か月以内に次に掲げる事項を記載及び添付した現任者講習会実施状況報告書（以下「報告書」という。）を提出すること。
- ① 現任者講習会の名称
 - ② 実施者の名称、主たる事務所の所在地及び連絡先
 - ③ 現任者講習会の日程、科目名、内容、方法及び担当講師の氏名
 - ④ 現任者講習会指定年月日
 - ⑤ 講習会場の名称及び所在地
 - ⑥ 募集人数、受講者数及び修了者数
 - ⑦ 受講者から徴収した費用
 - ⑧ 修了書を交付した者の氏名、生年月日、修了日及び修了書番号等を記載した公認心理師現任者講習会修了者名簿
 - ⑨ 現任者講習会に要した経費の収支決算
 - ⑩ 受講者からの評価の実施に関する書類
 - ⑪ 修了証明書見本
- 報告書の提出期限が平成31年4月10日を超える場合は、報告書に先立って、上記⑧を同日までに提出すること。
- (7) 修了書を交付した者に関する記録その他の現任者講習会の実施に関する記録は、公認心理師法の施行の日（平成29年9月15日）から10年間適切に保管すること。

4 講師

現任者講習会の講師は、次のいずれかに該当するものであることとする。

ただし「精神医学を含む医学に関する知識」を担当する講師は、医師又は精神医学について学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（大学院及び短期大学を含む。以下「大学等」という。）において教授、准教授、講師若しくは助教の職にある若しくはあった者とする。

- (1) 大学等において、心の健康に関する科目を担当する教授、准教授、講師若しくは助教の職にある若しくはあった者
- (2) 次に掲げる行為の業務に 5 年以上従事した経験を有する者であつて (1) に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するもの
 - ① 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
 - ② 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
 - ③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
 - ④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

5 指定の取消し

実施者が 1、3 及び 4 のいずれかの規定に違反したと認められるときは、文部科学大臣及び厚生労働大臣はその指定を取り消すことができる。

6 その他

- (1) 現任者講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室に相談することが望ましい。
- (2) 過去に実施した現任者講習会において 3 及び 4 のいずれかの規定に違反した実施者が実施しようとする現任者講習会については、文部科学大臣及び厚生労働大臣は指定をしないことができる。
- (3) 実施者が現任者講習会の実施を取りやめる場合はその旨を速やかに届け出ること。
- (4) 2 に定める申請書及び 3 (6) に定める報告書は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室宛て提出すること。
- (5) 本実施要領の決定に伴い、平成 29 年 10 月 2 日文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長決定「公認心理師法附則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣指定講習会実施要領」は廃止する。

別表

科目名	内容	時間
公認心理師の職責	<ul style="list-style-type: none"> ① 公認心理師の役割 ② 公認心理師の法的義務及び倫理 ③ 心理に関する支援を要する者等の安全の確保 ④ 情報の適切な取扱い ⑤ 保健医療、福祉、教育その他の分野における公認心理師の具体的な業務 ⑥ 自己課題発見・解決能力 ⑦ 生涯学習への準備 ⑧ 多職種連携及び地域連携 	1.5時間
主な分野（保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働）に関する制度	主な分野（保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働）に関する制度	7.5時間
主な分野（保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働）に関する課題と事例検討	主な分野（保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働）における心理社会的問題及び必要な支援	7.5時間
精神医学を含む医学に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ① 精神疾患総論（代表的な精神疾患についての成因、症状、診断法、治療法、経過、本人や家族への支援を含む。） ② 向精神薬をはじめとする薬剤による心身の変化 ③ 医療機関との連携 ④ 心身機能と身体構造及び様々な疾病や障害 ⑤ がん、難病等の心理に関する支援が必要な主な疾病 	6時間
心理的アセスメント	<ul style="list-style-type: none"> ① 心理的アセスメントの目的及び倫理 ② 心理的アセスメントの観点及び展開 ③ 心理的アセスメントの方法（観察、面接及び心理検査） ④ 適切な記録及び報告 ⑤ 公認心理師の実践における心理的アセスメントの意義 ⑥ 心理的アセスメントに関する理論と方法 ⑦ 心理に関する相談、助言、指導等への応用 	3時間
心理支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 代表的な心理療法並びにカウンセリングの歴史、概念、意義、適応及び限界 ② 訪問による支援や地域支援の意義 ③ 良好な人間関係を築くためのコミュニケーション 	3時間

	<p>ヨンの方法</p> <p>④ プライバシーへの配慮</p> <p>⑤ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する支援</p> <p>⑥ 心の健康教育に関する理論と方法</p> <p>⑦ 力動論に基づく心理療法の理論と方法</p> <p>⑧ 行動論・認知論に基づく心理療法の理論と方法</p> <p>⑨ その他の心理療法の理論と方法</p> <p>⑩ 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と方法</p> <p>⑪ 心理に関する相談、助言、指導等への応用</p> <p>⑫ 心理に関する支援を要する者の特性や状況に応じた適切な支援方法の選択・調整</p>	
評価・振り返り	現任者講習会受講者による評価・振り返り	1.5 時間
	合 計	30 時間